

第6日

平成22年12月8日(水)

午前11時6分再開

議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、13番矢野公子議員の質問を許可します。13番矢野公子議員。

(13番矢野公子議員登壇)

13番(矢野公子君) 皆様、おはようございます。昨日から急に寒くなった中で、こんなに傍聴来てくださってありがとうございます。私たちが住み続けたいと思うような朝倉市を築いていくのは、行政はもちろん、住民と一緒にやってのことだと思いますので、よろしく願いいたします。

私きょうここでのあいさつを、本当はもう非常にうれしく、金星への探査機「あかつき」が金星へ行きましたと、そして映像をこんなに映してきましたと言いたかったんですが、到着はして、逆噴射もしてというところまで行ったんですが、まだ本体の大きなカメラからの映像というのが来ないということで、でも6月に帰ってきた「はやぶさ」があれだけ長い期間かかって修正に修正を重ねながらイトカワの物質も持って帰ってきましたので、今後を期待したいと思っています。

そして、世の中は毎日毎日いろんな変化が起きて、本当目まぐるしく変わっているんですけども、私たち人間というのはそう変わっていないのではないかな。昔から家族を思い、ささやかな幸せ、健康や幸せを願いながら営々と営んできたのではないかなと思っています。

それを一番身近に達成させていくのが市役所であり、私たちであると思っていますので、私たち住民のこれからの本当に密着した行政をやっていくために、私も一生懸命質問し、答弁を求めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(13番矢野公子議員降壇)

議長(柴田裕隆君) 13番矢野公子議員。

13番(矢野公子君) 今回の通告書には、2点、地域資源の活用についてということと、インクルーシブ教育についてということを出しております。

まず最初に、地域資源の活用についての質問をいたします。

朝倉市は、福岡県の中で4番目に広い面積を持っている朝倉市です。地域資源といいますが、すぐ思い浮かべることには施設や神社などのような建造物、あるいは史跡とか遺跡、あるいは伝統芸能など、有形、無形の文化財など、あるいはよその地域にも知られるような山とか川など、いろいろ思い浮かべられると思いますけれども、朝倉市ではどのような地域資源があると考えてあるか、お尋ねをいたします。

議長(柴田裕隆君) 総務部長。

総務部長(樋口信尋君) いわゆる朝倉市の財産でございますが、まず思い浮かべるの

は、地域のきずなであると。この朝倉市に都会では薄れてきております地域のきずながまだ残っておるといふこと、これは希少な地域資源の1つだと思っております。

そして、今申されました豊かな自然、歴史や風土、この地で生産されます農産品、それから秋月、三連水車、原鶴温泉などの観光地、それから独特の幾つか例を上げますと、杷木のほうにありますおしろい祭りとか、泥打ち祭り、そういったものが数多くあります。

議員御承知のように、今年度コミュニティの会長会の主催によります地域づくり講演会、これが朝倉のほうであったんですが、各地区のコミュニティ役員を対象に約100名単位、これはAブロック、Bブロックというふうに分けまして、甘木地域、それから朝倉、杷木地域というふうに分けまして、ワークショップ方式によって各地域の宝物と考えるものをみんなで話し合っていました。

その中で、一覧表を持っているんですが、たくさんの宝物の再発見があったというふうには私も認識をいたしております。

それから、多くの地域資源を活用いたしまして、市長申しますように、親と子と孫が一緒に暮らせるこの日本一の朝倉づくりを目指していきたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 一番最初に「きずな」ということが出てきたのは、非常に私うれしいですし、市長もそういう日本一を目指してあるということでもうれしいと思いますし、聞いている方たちも、自分たちの取り組み、きずなを一番に言っていたというの、うれしいのではないかなと思います。

そして今、お答えいただいたように、たくさんの宝物がある朝倉市、そしてまたまちづくり講演会でワークショップの中でたくさんの地域の宝物の再発見があったということですが、いろいろ総合計画とか、あるいは基本計画などがたくさん朝倉市につくられておりますけれども、その中の朝倉市観光基本計画、“だんだん”あさくら物語というのを見ておりますと、ほんといろんな形での資源のこと、資源の活用のことなどが書いてあります。それで、そういう資源、あるいはまだ私たちが資源とすら思っていない資源も多分あると思います。

そういうものを例えば私たちの暮らしそのもの、あるいは暮らしの中にあるごくありふれたこと、そういうことが資源であるかもしれない。私たちが使っている何気ない言葉、それも資源かもしれない。いろんなことが資源でしょうし、人も、その人と人のきずなという言い方がありますが、その人そのものもいろんな人がいるわけで、いつも私が人はいろいろいるからいいと、そう信じておりますが、そのいろいろな人がそれぞれ資源になる、資源という表現悪いかも知れませんが、宝物という表現でおっしゃっていただきましたが、宝物になり得ると思っております。

そういう資源、あるいはこの観光基本計画の中にも取り上げられているようなことで、

これはうまく活用できていると思われること、あるいは、本当はこのことは資源と
思っているんだけど、まだ活用ができていないと思われるようなことが具体的にあり
ましたら、お願いします。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） この資源の活用なんですが、資源が生かされているもの、そ
れから、まず生かされ方がまだ不十分なもの、それぞれあると思います。今後生かしてい
きたいものは、先ほど申しましたように、この地域のきずながまだ朝倉市には残っている
ということでございます。

このきずなは、空気のように当たり前のようにあるものと思われるようにも感
じますが、この地域のきずなをてこに、暮らしやすいまちづくりを進めるために、現在取
組んでいる地域コミュニティづくりに取り組んでおります。これをぜひとも実りあるもの
にしたいというふうに考えております。

また、朝倉市の柱となります地域資源であります農業が元気になれば、この地域コミュ
ニティの維持にもつながります。地域全体も元気になるというふうに考えております。

今回、朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例の制定を提案させていただき、さ
らに農業を元気なものにして、活性化を図る必要があるというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） コミュニティを実りあるものということと、今農業のことで条
例もできるということと、元気なものにしていきたいということでしたが、農業が元気に
なっていく、農業者が元気に収入も安定したものが得られて、この地域で暮らせていける
というようになっていくことは、とっても大事なことだと思います。

資源の活用というときに、活用ということが何なのかということも、人によってはいろ
いろ生かされているかというのがどうなのかということも、人によって違うと思うんです
けれども、一つには今農業が元気にと言われた、農業が元気にというのは、多分収入を伴
うこともあると思いますが、資源を活用して収入にもつながるようなことというよう
なことはお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 一例をちょっと挙げてみますと、百人一首の最初の句が、こ
の朝倉の地でよまれたと伝えていることを、市民の間でも意外と知られていないかと思
われます。

このように、まだ隠れた資源もあるというふうに考えております。たくさんあると考
えております。自分たちが住んでいる地域の中で何が魅力なのか、あるいは住んでいると当
たり前に思えて、意外と見えない部分があるのではないかとこのように思っております。
今後いろんな方の御意見等を聞きながら、朝倉地域のこの宝探しもみんなで作らないか
というふうに考えているところでございます。

そして、これらの地域資源を組み合わせまして、全体の魅力をさらに高めることで、この朝倉市の交流人口をふやすとともに、この朝倉市に住むことがもっとも誇りに感じられるようにしたいというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 具体的な例で百人一首のことで言われましたけれども、“だんだん”あさくら物語の中には、ほんとたくさんのそういう事例も入っております。百人一首のことも、かるた会のことなども出ておりました。この中にも書かれております。それで、そういうたくさんある資源、ここの中にも書かれ、まだ書かれてないこともあるかもしれないたくさんの資源を生かして、交流人口をふやすというとき、だれがどうやってそのことを広めていこうと思ってあるのでしょうか、お尋ねします。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） これは、だれがどうやってこのことを広めていくかということでございます。私は、基本的には市民と行政と一緒にあって、ともにこのことについて考え、広めていく必要があろうというふうには考えております。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 市民と行政と一緒にあってというのは、もうよく聞く言葉です。じゃあ、市民が例えば百人一首のことでいったら、この前百人一首かるた会のクイーンを呼んでのかるた会がありましたけれども、あの行事は市民が行政と一緒にあってといえば、行政の中のその予算に手を上げてしたという面では一緒かもしれませんが、企画運営は市民がなさったと思っております。

情報発信とかその一緒にあってというときの、もうちょっと具体的にそこを言っていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 情報の発信の方法のことだと思いますけど、これは行政でやるという方法もあります。

ただ、今ここあたりは、百人一首の例を挙げますと、詠まれたことがという部分がございます。これをやはり正確なものを、あるいはそういった昔の書物あたりをずっとひもといてやる方法がございますけど、これはやはり私は行政だけでは発信ができないと。私が言いたいのは、やはり市民の皆さんの協力があって、一つの物事ができて初めて情報が私は発信できるというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 当然そうだと思いますので、住民がいろんな意見を持って行政に伺ったとき、行政の職員はそのことの専門家ですから、法的なことなど知ってあって、さっとそれができるとかできないとか、自分の思いで住民の思いを受けとめないまま切ってしまうことが数多くあると思っております。

昨年の3月議会、いつかも言ったんですけれども、しっかり意見を受けとめてくださいということをしたことがあります。今でもその姿勢はなかなか変わっていない部分があると思います。この人は何を言いたいだろうか、何を願ってここに来ているのだろうか、それを十分酌んだ上で法的にもクリアする方法を何とか考えてみようとするのが、一緒になって進むことではないかなと思いますので、ぜひ住民のいろんなアイデアとか意見を取り入れながら、さらに資源が生かされるように願っているのですが、そういう住民への「意見を組み入れます。何か資源の活用の仕方はありませんか」というような募集の方法は考えてないでしょうか、どうでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 今のところは、そういったことをちょっと考えておりません。先ほど申しましたコミュニティの中でも、先ほど申しましたいろんな各地からの宝物が出ております。今後こういったものをどんなふうにかかして、この朝倉市を活性化をさせていくかという課題が残されている部分も一つでございます。

議長（柴田裕隆君） 副市長。

副市長（埜卒 潔君） 今やっておりますものの中では、例えば市長への手紙ですね、はがきですね。その中で住民の方から直接お声をお聞きして、いろんな物事を考えていくというふうなやり方をやっております。

そういった中でも、いろんな皆さんの意見を我々の施策の中で議論したいというふうにかかっています。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 市長への手紙ということも一つの方法だということはおわかりました。

たくさんある資源の中で、最近私が森林セラピーということに興味を持ってうきは市を訪ねました。福岡県で最初に認定を受けられたところですが、すごい職員の方の熱意を感じて、私自身も山が好きですので、この広大な山林のある朝倉市も、森林セラピーが行える場所はないかなと思って、職員の方を訪ねたり、あるいは森林組合を訪ねたりしたんですけれども、森林セラピーの認定を受けるには500万円以上のお金がかかるということもありますが、でも経済高価も随分うきは市は上っているみたいです。夢もどんどん膨らんでありました。企業に来てもらうとか、あるいは学校から来てもらうだとか、あるいは二酸化炭素の取り引きも企業とできるのではないかななど、いろいろ夢も膨らませてありました。

それで、そういう職員の方や森林組合の方と話している中で、やっぱりいろんなアイデアを持ってある森林組合の方とお話することができました。企画を募集したらいいと、年間幾らかの予算を上げて、そして企画したらいいのではないかと。そのとき、例えばゆったり歩く高齢者のグループであったり、あるいは元気な若者のグループであったり、そ

ういうグループ別に森林を散策するような企画をしていったら、きっと健康になって、病院に行く数が減って医療費も少なくなるんじゃないかというような意見もお持ちでした。

それで、市長へのお手紙ということもあるでしょうけれども、予算をどれだけか確保しながら、この中でいろいろなアイデアに従って企画してみませんかというような募集の仕方もあると思うのですが、それはどうでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 具体的に私も話はできませんけど、一つの御意見として伺っておきたいというふうに思っております。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） ぜひ取り入れていただけたら、多分まだ私たちが宝物とすら思っていないもの、それもきっと宝物になって、地域の人も元気づくし、あるいは、交流人口がふえてもっともっと元気づくかもしれません。

それでもう一つ、この宝物、地域資源というのを見ていると、私が今取り組んでいるグリーンツーリズムというのは、本当にいろんな宝物を活用する活動ではないかなと思っております。そして、しかもそのグリーンツーリズムが普及していったら、地域は活性化するし、経済的にもたくさんじゃないけれども、少し潤うし、とってもいいと思うのですが、グリーンツーリズムにもっとこの地域資源を活用していくということはどうでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

農林商工部長（牟田芳高君） 議員申されますやはりグリーンツーリズムがうまくいくというのは、総務部長の答弁でもありましたように、やっぱり地域のきずな、こういったものがしっかりしているコミュニティがあるからこそできると。また、この地域の住民の方の人柄でございますかね、こういうものがグリーンツーリズムの土台ということになるのではないかなというふうに思います。

また、加えてこの朝倉地域といいますのは、魅力のあるそういう農業資源でありますとか、景観でございますとか、そういうものを持っておりますことから、やはり活用していくべきだと。それも住民の皆様方を中心としながら、やはり行政一体となってやるべきではないかというふうに考えておるところでございます。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） グリーンツーリズムに関しては、今年度朝倉グリーンツーリズム協議会というのを立ち上げて、市内全域で教育旅行、修学旅行とか、あるいは子ども農山漁村交流プロジェクトというような、子どもたちを受け入れていきたいというように取り組んでおります。そして、そこには市としても協力したいということもお聞きしましたので、ぜひ一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その場合、やっぱり市が発信するということがとっても大きいという情報もこの前もらいました。うきは市でさっき森林セラピーのことを言いましたけれども、昨年うちと同じ

ようにグリーンツーリズムで研修を受けに行っております。今年度着々と準備が整って、来年度に向けて福岡県のモデル地域になりたいという手を挙げているんですが、来年度の修学旅行なのか、5年生なのかわかりませんが、予約がとれたそうです。

その予約がとれるということがモデル地域の条件になるんですけども、その予約はこちらから出向いて行ってとってきたのではなくて、うきは市の情報を見てとれたんだそうです。それで、非常に市の情報発信というのは大きいと思います。

協議会というか、市の入っていない民間団体だけと市が入っているものというのは、やっぱりそれを見る側の信頼といいますか、非常にそれが大きいと思いますので、ぜひ情報発信のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この資源の活用の中で、先ほどの中島議員も言われましたけれども、施設などをもっともっと住民が管理したり、使ったりして使用することで管理もしていくというようなことも、これからもっとしていけたらと思います。

それから、資源とか、あるいはその住民と行政が一体となって進めるということに関連するんですけども、市民はいろんな活動をあちらこちらでしております。ところが、例えば私が私に情報が来る部分しか知らない。どこかが全体としてそういうものをつかんでおくということが必要だろうと思います。前は決算委員会の中で施設のことで言いましたけれども、担当がいろいろ違うと、違う場所にあるから、公園でもそうですよね。担当が違うから、私たちは同じ公園と思っていても、違うところの管轄になっている。施設もその施設をつくったところがどこなのかによって、違うところが管理をしてあるというように、市民にとってはとてもわかりづらい部分がありますので、どこかを見れば一括して見れる、あるいはイベントなども市全体のイベントなどが、どこかが市としても集約してあるというような制度を設けて発信していただけたらと思うのですが、そういう集約する場所、発信する場所などというのは、お考えはないでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 情報の発信の一括した場所のことだと思いますけど、いろんな私は一括で発信するというのも必要だと思いますけど、この発信をうまくやはり市民の方にわかりやすく、今いう市民の方は住宅の施策がちょっと2つに別れとったと。市民の方はもう1つということで考えてあると思います。

この発信の仕方も、私はちょっと工夫を私はすべきではなかろうかというふうには、ちょっと考えておるところでございます。それはどんなふうにかつていうのは、ちょっと今持ち合わせておりませんけど。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 今後の資源の生かし方として、生きてくるかどうかというのには、発信も大きいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきます。

次は、インクルーシブ教育についてと書いてありますが、きっと、インクルーシブ教育という言葉は耳慣れない言葉だと思います。初めて聞かれる方も多いのではないかなと思いますが、障害をもっている子どもたちの教育に関するものです。

「障害があってもなくても、一人の人間として命の重さには変わりはない」、この概念については、既に共通の認識になっているものと思っています。しかし、現実の学校や社会ではそうはなっていません。

つい先日、12月2日の毎日新聞、その朝刊のトップ記事に、「女性の訴え門前払い」と大きな見出し、そして小見出しで「消えた権利、知的障害者と裁判」という記事が載っていました。知的障害のある女性の訴えを、女性には裁判所に訴える能力がないとして、検察官の起訴を無効とする裁判を言い渡したというのです。読んでいて何てひどい人権侵害、人権を守るべき裁判官が人権を奪うなんてと憤慨して読みました。

この女性の周りには職員の方たちは、彼女の訴える言葉もわかりますし、それから、彼女がどのようにその強制わいせつという事件なんです、そのときどのように怖かったのか、どんなに辛い思いをしたのかということもわかってありました。だから再び裁判になります。

なのに、裁判官は彼女を門前払いにしたのです。じゃあ、その裁判官がもう非常に人間として人間性のない人なのかといたら、きっとそうではないんだろうと思います。私は、その裁判官がそれまで生きてきた中で、きっと障がい者の人たちと触れ合った機会が非常に少なかったのだろうと思います。

多分、いろんな障がい者の方たちと一緒に過ごした時間が長ければ、障害にもいろいろあって、一人一人違う障害のあり方、そして本当に心の問題は、やっぱりみんな同じ人間として人間の尊厳を持っているということ肌でわかってあるはず。だから、その裁判官が過ごしてこられたその人生、そしてその方はきっと日本の教育の中で分けて教育をなされてきたその中で育ってきた方だと思います。だから、日本の教育制度にも問題があるんだと思います。

本題のインクルーシブ教育というところに入りますけれども、日本語では抱擁する教育、包み込む教育とか、あるいは共生教育、ともに生きともに学ぶ教育と訳されています。インクルーシブ教育という言葉が出されたのは1994年、スペインのサラマンカで開催された特別なニーズ教育に関する世界会議に参加された92カ国及び25の国際組織の代表者によるサラマンカ声明に出てくる言葉です。

それによって、発展途上国も含め世界各国へ普及していったそうです。対象となる子どもたちも、障害のある子どもたちだけではなく、特殊な教育的ニーズのある子どもたちへと概念も一大転換が図られました。そして、特に保護者が希望しない限り、すべての子どもを地域の普通学級に受け入れなければならないとされています。

そういう動きの中で、日本の障がい児教育も2007年、平成19年4月から明治以来の障害

別特殊教育から特別支援教育へと変わりました。それまですぐ近くの小学校に入学させたいと思っても、専門家と言われる人たちによる適正就学委員会で「あなたのお子さんは養護学校が適しています」と判定されると、それに従わざるを得ないことも多くありました。

委員会の判定とは違う地域の学校を選ぶ場合は、その家族にとっては大きな戦いをしなければならない事実もたくさん見てきました。「ほかの子どもたちは当たり前前に地域の学校に行くのに、なんでうちの子は当たり前前に許されないんだろう。この地域で将来も生きていきたいのに」という親御さんたちの声をどれだけ聞いたかわかりません。

それが、2007年特別支援教育にかわり、就学先の決定に当たり、保護者の意見を聞くことが義務づけられました。そして、さらに今インクルーシブ教育に向けて取り組みが進んでいます。

2006年、平成18年12月に、61回国連総会で障がい者の権利に関する条約が採択され、我が国日本も次の年、2007年9月条約に署名をし、現在批准に向け検討がなされているところです。国内法を整備しなければ批准がなされないのが、今それが進んでいるところですが、21年12月、障がい者制度改革推進本部が設置され、22年6月、障がい者制度改革推進会議が開かれ、6月に閣議決定がなされました。それに従って中央教育審議会に特別委員会が設置され、特別支援教育の見直しが今行われているところです。

その中身というのは、設置の目的を障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育のあり方について、専門的な調査、審議を行うため、初等、中等教育分科会に特別支援教育のあり方に関する特別委員会を設置すると。

そして、その中で検討されることがインクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談、就学先決定のあり方及び必要な制度改革、2つ目に、制度改革の実施に伴う体制、環境の整備、3、障害のある幼児、児童生徒の特性、ニーズに応じた教育、支援の実施のための教職員などの確保及び専門性の向上のための方策、その他となっております。

日本は障がい児教育に関してはとてもおこなっているんですけども、今世界の動きに向かって一生懸命そういう制度改革がなされようとしているところです。そして、このインクルーシブ教育というのは、市長のマニフェストにもありましたノーマライゼーション社会、いわゆる共生社会を築いていくための必須の教育制度だと思っております。

ノーマライゼーションという言葉は、もう大分耳慣れた言葉になってきました。ノーマライゼーションという言葉は、インクルーシブ教育よりずっと前の1960年代に北欧から始まって、障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え方ということで、大分広まってまいりました。

それでもまだ日本では分離教育が行われていますので、やっぱりその分離教育の中では、ノーマライゼーション社会は築かれないということで、今世界がインクルーシブ教育へと変わってきておるところです。

インクルーシブ教育についての教育長のお考えをお尋ねします。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） 議員御質問のインクルーシブ教育に対します基本的な考え方ということでございますけども、議員おっしゃいますように、インクルーシブ教育の理念につきましては、基本的には理解をいたしているところでございます。このことにつきましては、個性の違いや多様性を尊重し、お互いの人格を認め合う土壌をつくり、障がい者のみならず障害のない人にとっても生きる力を育むことにつながるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の小中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とするという部分につきましては、現行の法や制度上ではさまざまな課題等があるかとも思っているところでございます。そういったことでございますけども、朝倉市といたしましては、インクルーシブ教育に対する国や県の動向や法を踏まえながら、特別支援教育を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） インクルーシブ教育は今検討がされていて、今入ろうとしているところですから、まだ当然それがおりてきてはいないところなんですけれども、世界の動き、日本の国際的な中の日本という立場から、もうそう変わらざるを得ないところになってきていると思います。

現在の特別支援教育の中でも、「合理的配慮」という言葉が使われていると思いますが、それぞれにあった配慮をしていくべきだということで、おっしゃるように設備が必要になる場合があったり、人的な配置が必要になる場合があったりなど、予算も伴うことなのですぐに実現ができるという面がなかなか難しい部分あるのかもしれませんが、でも、どのようにいろいろな条件が整っていても、一番最後に残るのが人と人の間の壁であると。一番大きな障害というのは、人の間にあると、障害を持ってる人たちは言われます。

段差があったりすることは、なくなったほうがもちろんいいけれども、それはだれかの手助けを借りればできることだと。でも、人と人の壁というのは、やっぱりつき合ったり、触れ合う中でこそ起こるんだと、壁はなくなっていくことだということで、障がい者団体からも非常に求められてきたことですし、その保護者などもその必要性を非常に思っていますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。

それから、国の方針が変わって、国から流れてこなくても、でも先に取り組んでいるところもあるわけです。日本は分離教育だと言いましたけれども、じゃあみんなが地域の小学校や中学校に行かなかったかということ、そうではありません。朝倉市も大分たくさん障害をもってる人が地域の学校に行っています。それは、先ほど最初のほうに言いましたように、親にとっては非常な戦い、外の者から見たらちっとも戦いとは感じないんですけれ

ども、非常な戦いをした結果として入学させてあるし、そして、そのことが実現したことによって、多くの人が「あら、普通学級で学べるじゃないね。普通学級でみんなと一緒に過ごしたからよかった」という思いは、その家族だけではなく、周りの人たちもたくさんその体験をしてあります。

だから、法が変わって変えるだけではなくて、法が変わらなくても変えてきた部分が随分ある中で法も変わってきていると思います。

東松山市は、市長の公約でインクルーシブ教育がもう既に取り入れられていて、適正就学委員会も廃止になったそうです。じゃあ、相談もないかということ、教育相談というのはしっかり受けて、そして保護者が望めば、保護者が養護学校へ行くとか言わない限りは、地域の地元の学校なんですけれども、養護学校へ行きたい、あるいは養護学級に在籍したいということであれば、その願いを受けるわけですので、そういうふうにもう国からの方針がおりてくる前に、既に市町村でやっているところもあります。ぜひ決まってからと言わず、もうそういう方向に進んでいるわけですので、受け入れられる準備も整えていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） 議員申されております国、県、法律との改善を待たずに、朝倉市でもというふうなことでございますけれども、一応基本的には、私どももそういった法を尊重して、現在言えますのは、やはり朝倉市教育委員会としましては、法なり制度を国、県の動向等踏まえながらということでの対応をさせていただきたいということが、もう基本的な考え方でございます。

また、現在の取り組みといたしましては、議員もおっしゃいましたように、大福小学校に設置しております通級指導教室の関係や、各学校での特別支援学級等の設置をしながら、保護者の方や専門家と相談したりしながらの取り組みをさせていただいております。このことは、インクルーシブ教育システムの理念と同じ方向であるというような形でございますので、私どもとしては一定の取り組みはさせていただいているというふうに考えているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 一定の理解を示しながら取り組んでいるということで、さらに保護者の意見なども十分聞きながら進めていってほしいと思います。

それで、普通学級、普通学校へ行く場合に、例えば保護者について来ることを要求したりなどということはないのでしょうか。子どもの育ちの中で、保護者が一緒にいる中で教育を受けるのと、保護者がいない中で受けるのは大きな違いがあると思います。

それで、ほかの子どもたちは要求されないのに、障害をもっているということで要求されるというのは、やっぱり不自然だと思いますので、そこはどんなふう考えてあるでしょうか、お尋ねします。

議長（柴田裕隆君） 教育課長。

教育課長（林 千七君） 今の件でございますが、保護者が普通学級を望まれると。例えば、適正就学指導委員会の中では、養護学校が適当だという判断が出た場合のことだろうと思います。この場合につきましては、教育委員会としては保護者と十分話し合いをしながら決定しておるところでございますが、例えばどうしても保護者の方が普通学級にやりたいと、学校側としては安全面に関して命の関するようなことがあったりする場合もあるんですね。その場合については、保護者の方と学校と十分話をしながら確認をしてみると、それはお互いのためにこういう場合はどんなことをするか、こういう場合はどうしてくださという話を、お互いのために確認をしてみるとというようなことはあります。以上です。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 保護者の方が自分の子どもを保護者がついていないで学校にやった場合、命に危険があると判断されるような場合には、当然それをいや、ついて行きませんとは言われなと思います。やっぱり大丈夫だと思うからこそ、離すことができるんだと思いますので、十分話し合いをしながら、受け入れをしてほしいなと思います。

どの家族にとっても、やっぱり自分の子ども、かけがえのない子どもですし、そしてみんなと同じようにやっぱり大きくなってほしい、社会の一員として生きていかせたいと思ってあると思いますので、よろしく十分な対応を、そしてそれが押しつけ的に感じないで済むような対応を、ぜひお願いしたいと思います。

ある保護者のアンケートなんですけれども、現在はまだ日本の制度は特別支援学校、特別支援教育で、特別支援学校に行ったり、あるいは特別支援学級で学んだり、そして交流というのをやっている状況ですが、この保護者は年に3回交流をしていた人が、普通学級に今は在籍するようになったという人のアンケートです。これを読ませていただきます。

交流は年に3回、交流ではやはり自分たちとは違う子という意識が子どもたちにあつたように思う。近づいて話したりする子は1人、2人で本人に話すというよりも保護者に話しかけていた。

地域の学校に転籍して普通学級で過ごすようになると、子どもたちは自分たちの仲間という意識で接してくれる。本人に話しかけ、車いすを押し、よだれをふき、手をつなぎ、図工でつくった作品をプレゼントしてくれた。だれかに言われたのではなく、子どもたちが自然にやっている。

言葉によるコミュニケーションが苦手なうちの子を前に、子どもたちは会話をする。水筒を前にして、触ったらお茶が欲しい、触らなかつたら要らない。うちの子が触ると、欲しいと言っているから飲ませてあげようという。子どもたちが日常を共に過ごしたからこそ成り立つ会話。

交流では得られなかったこと、それは近所を散歩してるときに、名前を呼んで駆け寄ってくれること、大きなお祭りの人ごみの中で声をかけてくれること、地域にあるスー

パーでじろじろ見られないこと、すべて普通学級で過ごすようになってから得られたこと。

兄は、弟が自分と同じ学校に入ったことをとても喜び、また弟の車いすを押し、二人だけで近所を散歩するなどしている。堂々とこのまちで生きている。以上のことは、交流をしていた特別支援学校時代には到底あり得なかったことで、想像すらできなかったこと。日常をともに過ごすからこそ、こういうときはこうなんだということを感じ取れる。だからこそ、ともに助け合うことができるし、人権と個性を尊重しあえるし、共生社会の実現を目指すことができる。ゆえに、交流及び共同学習はインクルーシブ教育とは言えない。

と、特別支援学級で学んで交流をしていた人が、普通学級に変わってからのアンケートでした。だから、非常に今までずっと分離教育してきた中で、変えていくというのは多くの人が慣れていない部分もありますけれども、私たちが理念に持っている人の命の重たさはみんな同じ、障害を持っていても持っていなくても、あるいは国籍が違ったりだとか、いろいろな違いがあってもみんな命の重さは同じなんだというその理念、それを貫いていくには、それを達成していくには、みんながともに学ぶ教育というのの大事さを思います。

いろいろ大変だとは思いますが、よろしく願いをいたします。これで終わります。

議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後零時2分休憩